

自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ
(第60回)

平成28年11月25日(金)午後1時
日本証券業協会 第1会議室

議 案

1. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について
 - 取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている
銘柄に係る説明義務の適用除外
 - 地場受け・地場出し規制の見直し
2. その他

以 上

自主規制規則の見直しに関する検討計画について（抜粋）

平成 28 年 7 月 19 日
日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 19 日から 5 月 18 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行った。

この間に協会員よりお寄せいただいた自主規制規則の見直しに関する提案は、以下の 4 件（協会員 3 社からの提案）である。

今般、同提案を受け、次のとおり、検討計画を取りまとめた。

記

○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに 結論を得る予定)
1・2	(省略)		
3	取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外 【協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】	○ 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により以下の 1～3 の措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならないことになっている。 しかしながら、信用取引を行う顧客の大半は、1～3 に該当する銘柄を了知していると思われ、とりわけ 1 の日々公表銘柄については、一部の新聞において全ての銘柄が掲示され、また、証券各社のホームページにも掲載されている。 については、1 日々公表銘柄については、説明義務の対象から除外してはどうか。 1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行	⇒ 金融審議会「市場ワーキング・グループ」における信用取引制度に関する議論の状況も踏まえ、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において対応を検討する。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに 結論を得る予定)
		<p>っている銘柄</p> <p>3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を行った銘柄</p>	
4	<p>地場受け・地場出し規制の見直し</p> <p>【協会の従業員に関する規則】</p>	<p>○ コーポレート・ガバナンスの強化策の1つとして、社外取締役を選任しようとしたところ、取引ごとの書面承諾又は取引口座移管に抵抗を覚える役員が存在する。</p> <p>については、社外取締役の選任を進めるため、社外取締役を地場受け・地場出し規制の適用から除外し、代替として、協会や当局への確認書の送付等を条件としてはどうか。</p>	<p>⇒ 提案の内容も含め、地場受け・地場出し規制全般について「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において見直しを検討する。</p>

以 上

日々公表銘柄に係る説明義務の見直しについて

平成 28 年 11 月 25 日

1. 自主規制規則の見直しに関する要望の内容について

本協会では、平成 28 年 7 月 21 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表したところである。今般、同検討計画の提案事項のうち、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(以下、「規則」という。)第 12 条第 3 項第 1 号について、要望内容を踏まえ、その取り扱いを検討することとしたい。

【要望内容】

協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により以下の 1～3 の措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならないことになっている。

しかしながら、信用取引を行う顧客の大半は、1～3 に該当する銘柄を了知していると思われ、とりわけ 1 の日々公表銘柄については、一部の新聞において全ての銘柄が掲載され、また、証券各社のホームページにも掲載されている。

については、1 日々公表銘柄については、説明義務の対象から除外してはどうか。

- 1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄
- 2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金率の引上げ(委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄
- 3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を行った銘柄

2. 日々公表銘柄に関する経緯

①平成 3 年 10 月 1 日改正

・証券取引所において、信用銘柄及び貸借銘柄の対象範囲の小型株への拡大等の見直しを受け、「注意銘柄」(信用取引の過度の利用を未然に防止するため、ガイドライン(注意基準)を設け、これに該当した銘柄のうち必要と認める銘柄について、投資者に注意を促す意味で「注意銘柄」としてその信用取引残高を日々公表する)について勧誘自粛ルールの導入(投資勧誘規則の改正)を行った。

②平成 7 年 7 月 3 日改正

・平成 7 年 4 月に東京証券取引所から本協会に対して信用取引の勧誘自粛ルールの撤廃について要望があり、また、同年 6 月に大蔵省から関係諸機関に対し、信用取引制度が市場への流動性や価格形成の面で市場機能を高める役割を果たしており、信用取引をより広く、より円滑に利用できるようすべきとの要望が出されたことを踏まえ、証券取引所において「注意喚起銘柄」は「日々公表銘柄」へと名称変更されるとともに、投資勧誘規則を改正し、勧誘自粛から説明義

務の対象へ変更することとした。

③現在の動向

金融審議会「市場ワーキング・グループ」(以下、「市場WG」という。)では、PTSにおける信用取引解禁の議論のための事務局説明資料中、信用取引管理の取引所における対応について以下のとおり記載されている。

- ・ 第2回会合(平成 28 年6月 15 日 開催)
 - ✓ 取引所においては、信用取引について、過当投機といった弊害を可能な限り排除する観点から、以下のような対応を行っている。
 1. 信用取引残高の集計・報告等
 - ・ 取引参加者から報告された信用取引残高を集計し、公表
 2. 日々公表銘柄の指定、信用取引残高の日々公表
 - ・ 個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止する観点から、信用取引の割合が高い銘柄を「日々公表銘柄」に指定し、その信用取引残高を日々公表
 - ✓ 仮に PTS に信用取引を解禁する場合、以下の点についてどう考えるか。
 - ・ 取引所は信用取引について、過当投機といった弊害を可能な限り排除する観点から、市場開設者として自主規制機能を発揮しているが、PTSに同様の自主規制機能を期待できるのか。
- ・ 第9回会合(平成 28 年 11 月9日 開催)
 - このため、上記の問題が解決されるよう、例えば、以下のような形で、適切なスキームが構築された場合には、PTS における信用取引を認めることも考えられるのではないかと。
 - ◆ 自主規制機能については、信用取引について過当投機といった弊害を可能な限り排除する観点から、取引所において、①信用取引残高の集計・報告、②信用取引に係る規制措置(日々公表銘柄の指定・信用取引残高の日々公表、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限・停止等)、③取引参加者の上記措置の遵守状況の調査・処分等の対応が行われているところ、PTS の信用取引についても、これと同等の措置が講じられる。
 - ◆ なお、これらについては基本は PTS を提供する業者において対応すべきものではあるが、自主規制機能のうち取引参加者に対する調査・処分(上記③)については、PTS を提供する業者自身が金融商品取引業者である以上、当該業者が直接行うことは困難であると考えられるのではないかと。
 - また、信用取引残高の集計・報告及び信用取引規制等の措置(上記①②)を実効的に行っていくためには、取引所・PTS 間で必要な連携を図っていくことが求められると考えられるのではないかと。これらについて、取引所・日本証券業協会・PTS 間で適切な協力を図っていくことについてどう考えるか。

- ・ 以上から、取引所の信用取引における日々公表銘柄に係る対応については、自主規制機能の一環として一定の意義が認められているのではないかと考えられる。

3. 要望の検討事項について

本要望及び市場 WG 資料を踏まえれば、以下の観点から、規則の改正について検討する必要があると考えられる。

- ・ 投資家に対する制度周知については、「信用取引の契約締結前交付書面」(参考様式)において以下の記載があり、適切に実施されていると考えられる。

金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。

- ・ 日々公表銘柄については、投資家の行動を制限するものではなく、委託保証金率の引上げ等措置を予見させ、注意を喚起する目的で、取引所のウェブサイトで公表されており、この情報は新聞等によっても容易に入手することが可能である。
- ・ これを踏まえると、信用取引を行う顧客はあらかじめ日々公表銘柄に係る情報を把握したうえで取引を行っているとの考えに基づき、協会員の従業員が顧客に説明することを義務付けるまでの規制は不要であるとする事について、どのように考えるか。
- ・ 一方で、これをもって説明の対象から除外することにより、一部の投資家においては有用な情報を持たずに取引を行うことにならないか。また、個別の取引に際し、投資家が取引する銘柄が日々公表銘柄等であることについて説明することは、投資者保護の観点から義務付けられているものであり、これらを確認する習慣のない投資家が不測の損害を被ることのないよう、全ての投資家に確実に周知することに意義があるのではないかと懸念について、どのように考えるか。
- ・ 検討を実施する場合には、市場 WG の動向を注視したうえで、その議論を踏まえ検討を開始すべきと考えるか。

以上

参考 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則(抜粋)

(過当勧誘の防止等)

第 12 条

- 2 協会は、金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。
 - 1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄
 - 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄
- 3 協会は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。
 - 1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄
 - 2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ(委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄
 - 3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄

「地場受け・地場出し規制」の見直しについて

平成 28 年 11 月 25 日

本協会では、平成 28 年 7 月 21 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表したところである。今般、同検討計画の提案事項のうち、「協会の従業員に関する規則」(以下、「規則」という。)第 7 条第 3 項第 4 号(いわゆる地場出し規制)について、要望内容を踏まえ、検討することとしたい。

【要望内容】

コーポレート・ガバナンスの強化策の 1 つとして、社外取締役を選任しようとしたところ、取引ごとの書面承諾又は取引口座移管に抵抗を覚える役員が存在する。

については、社外取締役の選任を進めるため、社外取締役を地場受け・地場出し規制の適用から除外し、代替として、協会や当局への確認書の送付等を条件としてはどうか。

また、要望内容の検討にあたっては、まずは規則第 7 条第 1 項(いわゆる地場受け規制)と合わせた地場受け・地場出し規制全体について、過去の経緯や制度趣旨を踏まえ、その有効性を確認することとしたい。その結果、より大きな見直しが必要であると考えられる場合には、要望内容の検討と併せ、包括的な見直しに係る検討についても行うこととしたい。そのうえで、現行規制に一定の有効性が認められる場合は、社外取締役への適用の可否を含めて、必要部分の見直しを行うこととしたい。

1. 地場受け・地場出し規制の経緯

地場受け・地場出し規制」の制定及び改正の経緯は以下のとおりである。

- ① **昭和 36 年 12 月 制定**
 - ・ 証券会社の従業員の自己取引の失敗の穴埋めのため、顧客資産を横領する事例が後を絶たないことを踏まえ、大蔵省より、「再発防止策導入」の要請を受けて、昭和 37 年 6 月に従業員規則の改正を行い、地場受け・地場出し規制を導入した。
 - ・ この時点において役員についても地場出し規制の対象となることが規定されている。
- ② **平成 10 年 12 月 改正(金融システム改革法の施行)**
 - ・ 協会の役職員の行う証券投資信託及び外国証券投資信託の受益証券の取引を除く、従業員規則(地場受け・地場出し規制)の改正を行った。
- ③ **平成 15 年 4 月 改正(国債ペーパーレス化)**
 - ・ 平成 15 年 1 月から国債が振替決済に移行しペーパーレス化が進んでいること、個人向け国債の発行などの実情を踏まえ、従業員に係る国債の取引を地場受け・地場出し規制の適用除外とした。
 - ・ 地場受け・地場出し規制の明確化を図るため、「他の協会の従業員であることを知りながら」注文を受けることを禁止する旨を規定した。(改正の骨子には、当該規定が規制を緩和するものではなく、本人確認や顧客カードの整備等を通じて顧客の属性を把握するよう努める必要がある旨も明記されていた。)
- ④ **平成 19 年 9 月 改正(自主規制規則の見直し、金商法施行)**
 - ・ 協会より、地場受け規制の廃止または適用範囲の見直し提案があった。これは、地場受けにおいて、転職者、社外役員など証券会社の役職員である身元の更新・把握が困難であることや、地場受け防止に係る協会の負担の大きさを理由とするものであった。

- ・ 議論の結果、証券会社勤務であることが予見できる状況であったにもかかわらず受注時点では申し出がなかったために気づかずに受注してしまった場合等に、「他の協会の従業員であることを知りながら」には相当しないとすることは難しいことから、当該箇所を「あらかじめ知らされている場合において」とする改正を行った。
- ・ 政府保証債、地方債、外国国債などについては、ペーパーレス化が図られているため横領の問題はないこと及びインサイダー取引の対象ではないこと等を踏まえ、地場受け・地場出し規制の対象外とする改正を行った。

(参考1) 平成20年10月「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」(特定有価証券売買規則) 制定

- ・ 本規則は、一部証券会社の元従業員が社内の未公表の重要事実に基づいて第三者と共謀の上、インサイダー取引を行った事案が発生したことを受け、従前から各社において規定されていた役職員の投資ルールに関し態勢整備を行うことを規則で明文化し、協会会員間での目線をそろえるために制定されたものである。
- ・ 本規則を受け協会員は、対象となる役職員、口座開設手続き、売買手続き等に加え、インサイダー取引や投機的売買等の禁止行為について規定した社内規則を定めなければならないとしている。

(参考2) 平成22年4月「協会における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」(法人関係情報管理規則) 制定

- ・ 本規則は、上記のインサイダー取引事案を受け、従前から各社において規定されていた法人関係情報の管理ルールに関し基本となる事項を規則において定め、協会会員間での目線をそろえるために制定されたものである。
- ・ 本規則においては、法人関係情報を取得した際や伝達する際の手続き、管理の手続き等を社内規則において定めなければならないとしている。また、法人関係情報を用いた自己の取引を行ってはならない等、禁止行為に関する事項についても、同様に社内規則において定めることを求めている。

⑤ 平成25年12月 改正(自主規制規則の見直し)

- ・ 地場受け規制について、不注意等が原因で他の協会の従業員からの注文を受けてしまった場合であっても、受注者である従業員個人が協会規則違反となってしまう蓋然性が高く、その行為の質に対して厳しすぎることを、協会会員としての地場受け防止策の整備を求める趣旨である同規則第7条第1項を維持することで適正な管理体制は維持されるため、従業員個人の責任を協会規則上問う必要性はないと考えられること等を勘案し、地場受け規制の従業員個人に係る一部の規定を削除した。

2. 地場受け・地場出し規制の趣旨

制定及び改正の経緯を踏まえれば、現在の地場出し規制は「従業員によるインサイダー取引を含めた不公正な取引及び顧客株券等の横領の防止」を目的としており、地場受け規制はその実効性を高めるためのものであると考える。

- ・ 導入当時の規制の制定理由は、従業員の自己取引に伴う横領等の不正行為の防止であったことから、従業員の投機的売買の未然防止を目的の一つとしていたと整理してきた。
- ・ 平成19年10月31日付営業ルール照会においては、地場出し・地場受け規制の趣旨として「役職員による投機的な売買、インサイダー取引及び顧客株券等の横領による取引といった不公正な取引の未然防止を

図ることにある」と説明している。

- ・ また、1. ④のとおり、平成 19 年9月改正時のパブリックコメントへの回答では、投機的売買の未然防止には触れずに、インサイダー取引及び顧客株券等の横領の2点についてのみ言及している。
- ・ 地場受け・地場出し規制は出し側と受け側の双方により成り立つものとして構成されてきたが、受け側の負担が大きかつ完全には履行できない場合がある。そのため、平成 19 年には「あらかじめ知らされている場合において」とする旨の改正し、平成 25 年には地場受け規制の従業員個人に係る一部の規定を改正する等、2度にわたり地場受け規定の見直しを行っている。(1. ④及び⑤のとおり。)

3. 地場受け・地場出し規制の包括的な見直しの要否について

地場受け・地場出し規制は制定から数回の改正が行われているが、その過程において他の法令諸規則の制定・改正が行われており、「従業員によるインサイダー取引を含めた不公正な取引及び顧客株券等の横領の防止」については、以下のとおり、地場受け・地場出し規制によらずとも実効的な対応が行われていると考えられるのではないかと。

よって、自主規制規則の見直しに係る要望事項の検討に先立ち、まずは地場受け・地場出し規制全体の検討として、その実効性を改めて検証し、廃止を含め包括的な検討を行ってはどうか。

① インサイダー取引

- ・ 平成 22 年7月には法人関係情報管理規則を制定し、協会員における法人関係情報による管理態勢が各社において強化されており、法人関係情報が適切に管理されていると考えられることから、法人関係情報に基づく売買等を未然に防止する態勢が整備されている。
- ・ 平成 20 年 10 月には特定有価証券売買規則を制定し、インサイダー取引や職務上知り得た特別の情報に基づく取引等の禁止行為、及び自己が担当する上場会社等の特定有価証券等の売買等を自己のために行うことを防止するよう社内規則に定めることが求められており、各社において不公正取引の防止態勢が整備されている。
- ・ 上記に掲げるような、協会員の役職員による不公正取引を未然防止策に加えて、平成 20 年 10 月に「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」等を改正し、会員の役職員が行う法人関係情報を利用した売買に関する抽出基準を追加しており(会員限りの通知)、モニタリングによる不公正取引を防止する策についても設けている。

② 投機的売買

- ・ 金商業等府令 117 条1項 12 号において、投機的売買を包括的に防止する規定が存在することに加え、当該規定の具体的な対応として、従業員規則第7条第3項第6号において、従業員が信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引を行うことを禁止している。
- ・ 平成 20 年 10 月には「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」(3条、4条4号等)において、専ら投機的利益の追求を目的とした取引等の禁止行為に関する事項等を社内規則に定めつつ、不公正取引を行っているとの疑念を抱かれないように努めることが明文化されている。

③ 不公正取引全般

- ・ 特定有価証券売買規則において、従業員による売買等の手続きを社内規則に定めることを求めているが、平成 24 年3月 29 日付営業ルール照会「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等

に関する売買等に関する規則」第4条に基づく社内規則の整備について」においては、売買等の具体的な手続きとして、以下の4例を挙げている。

ケース1:すべての売買について事前承認制とするケース

ケース2:法人関係部署は原則売買禁止とし、その他は事後報告制とするケース

ケース3:法人関係部署は原則売買禁止とし、その他は一定期間の売却禁止とするケース

ケース4:すべての売買について原則禁止とするケース

各協会員において上記を踏まえた手続きが整備されていることから、インサイダー取引、専ら投機的利益の追求を目的とした取引その他の不公正取引の未然防止等のための態勢が構築されていると考えられる。

④ 顧客株券等の横領

- ・ 平成 21 年1月よりスタートした上場株券等のペーパーレス化が行われ、顧客株券等の無断出庫等のリスクは著しく軽減されている。
- ・ 平成 19 年の犯罪収益移転防止法の施行やその後の度重なる改正により、取引時確認が強化されたことにより、仮名取引やなりすまし等に対する確認が強化されたことにより、協会員の従業員が他の協会員において本人名義以外での取引を行うことは困難となっていることから、仮名・借名による自己取引のリスクは軽減されている。
- ・ 最近の証券会社での取引事務においては、顧客による ATM による銀行振込みが一般的になったこと等により証券会社におけるキャッシュレス化が進み、顧客資産の流用リスクは軽減されている。

⑤ その他

- ・ 上記①～⑤以外に検証すべき事項はあるか。

4. 要望の検討事項について

包括的な見直しに係る検討内容も踏まえ、寄せられた要望に基づき、社外取締役を対象外とすることが適切であるかどうかを検討することとしたい。なお、検討にあたっては、以下の事項について整理する必要があると考えられる。

① 社外取締役の役割に照らした規制の必要性

- ・ 昨今、上場会社において社外取締役をより有効に活用しようとの動きがあるが、その趣旨は社外取締役に適切に情報提供を行い、取締役会の場における重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと等であることから、経営に関わる重要な情報が社外取締役に集まることが予想される。
- ・ 一方で、地場受け・地場出し規制は、役職員による投機的な売買及びインサイダー取引を含めた不公正取引の防止を目的としているが、職務上知りえた重要な情報を用いた取引の未然防止といった観点を踏まえたうえで、社外取締役のみを地場受け・地場出し規制から除外することは可能であると考えられる。

※ 他の規則では、特定有価証券売買規則や法人関係情報管理規則においては、社外取締役を含めた役員に対しての準用規定が存在している。

② 社外取締役の特異性

- ・ 社外取締役は、比較的短期間の就任が予定されることが多く、かつ複数の企業の取締役を兼務することも多い。
- ・ 社外取締役は当該企業(協会員)の業務に常務することは少なく、自己取引の申請、承諾、承諾書の受け渡し等を円滑に行うことが困難な場合も想定される。

③ 協会や当局への確認書の送付等の代替規定

- ・ 地場受け・地場出し規制が、職務上知りえた重要な情報を用いた役職員のインサイダー取引等を未然に防止することも目的としている中で、代替として所属する協会員の内部管理統括責任者の承諾を得ることや協会や当局に確認書を送付する条件を設けるなどすることで、社外取締役を適用除外とすることが可能であると考えるか。

以 上

参考 協会の従業員に関する規則(抜粋)

(禁止行為)

第 7 条 協会員(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第 16 号に規定する電子取引基盤運營業務のみ行う特定業務会員を除く。以下、この項において同じ。)は、いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会員の従業員から、当該従業員が当該他の協会員の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、当該従業員若しくは当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等(他の協会員が特定業務会員である場合は、当該特定業務会員の特定業務に、他の協会員が特別会員である場合は当該特別会員の登録金融機関業務に係る取引に限る。以下同じ。)の注文を受けてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 1 当該他の協会員の書面による承諾を受けた場合
 - 2 当該従業員に係る取引が金商法第 163 条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合
 - 3 当該従業員に係る取引が「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第2条第2号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務に係る株券又は新株予約権証券の取引である場合
 - 4 当該従業員(特別会員の従業員に限る。)に係る取引が金商法第 33 条第2項第3号及び第4号に規定する有価証券の取引である場合
- 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。
- 4 いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会員の書面による承諾を受けずに、他の協会員に当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
 - イ 当該従業員に係る取引が金商法第 163 条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合
 - ロ 当該従業員に係る取引が「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第2条第2号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務に係る株券又は新株予約権証券の取引である場合
 - ハ 当該従業員(特別会員の従業員に限る。)に係る取引が金商法第 33 条第2項第3号又は第4号に規定する有価証券の取引である場合
 - ニ 当該従業員が金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第 16 号に規定する電子取引基盤運營業務のみ行う特定業務会員の従業員である場合

信用取引に関する日々公表等

日々公表銘柄

特別周知銘柄

日々公表銘柄

日々公表銘柄を解除された銘柄

日々公表銘柄

「日々公表銘柄」は、信用取引残高の公表を日々行うことにより投資者に信用取引の利用に関して注意を促すためのものであり、信用取引に関する規制措置を実施している銘柄ではありません。

銘柄名	コード	指定日
(株) アスコット	3264	2016/11/24
神戸発動機 (株)	6016	2016/11/24
(株) インソース	6200	2016/11/24
アストマックス (株)	7162	2016/11/24
(株) マーキュリアインベストメント	7190	2016/11/24
エンシュウ (株)	6218	2016/11/21
ヒロセ通商 (株)	7185	2016/11/18
(株) ユニマツ リタイアメント・コミュニティ	9707	2016/11/18
(株) モブキャスト	3664	2016/11/17
(株) メンバース	2130	2016/11/15
アドソル日進 (株)	3837	2016/11/15
※ (株) イグニス	3689	2016/11/11
※ (株) オウチーノ	6084	2016/11/09
ASTI (株)	6899	2016/11/07
※アルテック (株)	9972	2016/11/02
マルマン (株)	7834	2016/11/01
※ (株) フライトホールディングス	3753	2016/10/26
※ (株) Jストリーム	4308	2016/10/26
※ (株) ストライク	6196	2016/10/21
※川上塗料 (株)	4616	2016/10/20
(株) メタップス	6172	2016/10/20
(株) エヌジェイホールディングス	9421	2016/10/20
(株) アドテック プラズマ テクノロジー	6668	2016/10/19
(株) デジタルメディアプロフェッショナル	3652	2016/10/12
(株) エージーピー	9377	2016/09/30
イー・ガーディアン (株)	6050	2016/08/25
(株) 中村超硬	6166	2016/08/10
サノヤスホールディングス (株)	7022	2016/07/14
ウインテスト (株)	6721	2016/06/28
フューチャーベンチャーキャピタル (株)	8462	2016/04/27
(株) エディア	3935	2016/04/22
(株) グリーンペプタイト	4594	2016/03/30
◆擬キャピタルマネージメント (株)	2134	2016/03/17

アートスパークホールディングス(株)	3663	2016/03/03
ミナトホールディングス(株)	6862	2015/12/18
五洋インテックス(株)	7519	2013/03/5 ●

※ 日々公表銘柄への指定に加えて、信用取引に関する規制を行っている銘柄については※、「特別周知銘柄」として周知の措置を行った銘柄については◆を付しています。旧大阪証券取引所における指定日には●を表示しています（なお、統合日（2013年7月16日）に東証市場において同様の日々公表銘柄指定を実施しています。）。

信用取引のしくみや「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン、「日々公表銘柄」に係る信用取引残高等についてはこちらをご確認ください。

信用取引のしくみ
口座設定約語書等（「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン）
個別銘柄信用取引残高表

日々公表銘柄を解除された銘柄

日々公表銘柄から解除された銘柄を解除後1週間程度、掲載しています。

銘柄名	コード	解除日
大洋物産(株)	9941	2016/11/18
シンバイオ製薬(株)	4582	2016/11/16
アサヒ衛陶(株)	5341	2016/11/16
日本製罐(株)	5905	2016/11/16
(株) ASIAN STAR	8946	2016/11/16
(株) ジエイテック	2479	2016/11/15
(株) アサカ理研	5724	2016/11/15
安川情報システム(株)	2354	2016/11/14